

令和5年度

第1回鹿児島市青少年問題協議会

日 時 令和5年6月1日（木） 9：30～11：00

場 所 市教育総合センター 3階 青年会館第1～3研修室

○鹿児島市青少年問題協議会条例

昭和42年4月29日

条例第53号

(設置)

第1条 地方青少年問題協議会法(昭和28年法律第83号)第1条の規定に基づき、鹿児島市青少年問題協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 協議会は、25人以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験者

(2) 市内に居住する満18歳以上の者で公募に応じたもの

(3) 関係行政機関の職員

3 前項第1号及び第2号の委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第3条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長がともに事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が会長の職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会は、会長が招集し、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門委員)

第5条 協議会に専門の事項を調査するために必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

3 専門委員は、当該専門事項に関する調査を終了したときは、解任されたものとみなす。

(幹事)

第6条 協議会に、幹事若干名を置く。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受けて会務を処理する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、教育委員会事務局教育部青少年課において処理する。

(委任)

第8条 法令及びこの条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が協議会に諮って定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成12年12月26日条例第75号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

付 則（平成26年3月18日条例第26号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、同年5月1日から施行する。

付 則(令和4年3月22日条例第15号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和5年度 第1回鹿児島市青少年問題協議会開催要項

1 趣 旨

- (1) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する施策を総合的に推進するため、青少年健全育成に関する主な施策等を審議する。
- (2) 関係行政機関相互の連絡調整を図る。

2 日程及び会順

- (1) 日 時 令和5年6月1日（木） 9：30～11：00
- (2) 場 所 市教育総合センター 青年会館 3階 第一・二・三研修室
- (3) 会 順
- | | |
|-------------------------------|----------|
| ア 委員紹介 | 9：30 |
| イ 開会のあいさつ | 9：40 |
| ウ 協 議 | 9：50 |
| ① 青少年問題協議会の設置等について | (1 ページ) |
| ② 令和4・5年度青少年健全育成に関する主な施策等について | (6 ページ) |
| ○ 鹿児島市こどもの未来応援条例について | (別添資料) |
| ③ 前年度協議内容について | (11 ページ) |
| ④ 令和5年度の協議について | (14 ページ) |
| ⑤ 令和5年度青少年問題協議会の会議計画について | (18 ページ) |
| ⑥ その他（情報・意見交換） | (19 ページ) |
| エ 閉会のあいさつ | 10：55 |

令和5年度青少年問題協議会委員				
選出区分	団体	役職	氏名	
学識経験者 9人	大学	鹿児島大学	教授	上谷 順三郎
		鹿児島国際大学	准教授	帖佐 尚人
		志學館大学	准教授	花形 武
	学校	市小学校長会(中郡小学校)	代表	日高 京美
		市中学校長会(西陵中学校)	代表	渡邊 美佳
		鹿児島市高等学校校長会(鹿児島女子高等学校)	代表	上ノ町 久
	関係団体	市PTA連合会	代表	中島 正義
		市民生委員児童委員協議会	理事	日高 夏子
		薬物乱用防止指導員鹿児島地区協議会	理事	海江田 麻貴
公募市民 2人		公募市民		鶴田 宏
		公募市民		川元 聰子
関係行政機関の職員 9人		市教育長	教育長	原之園 哲哉
		鹿児島労働局職業安定部	訓練課長	廣瀬 和泰
		県警察本部人身安全・少年課	課長	障子田 穂積
		鹿児島地方法務局人権擁護課	課長	石原 卓郎
		市市民文化部	部長	上園 正人
		市こども未来局	次長	新小田 洋子
		市人権政策部	部長	高野 雄二
		市教育委員会教育部	部長	佐土原 隆
		市学校教育課	課長	中村 武司

令和5年度青少年問題協議会幹事				
選出区分	団体	役職	氏名	
関係各課 9人		広報課	課長	東 博孝
		地域づくり推進課	課長	寺師 俊孝
		男女共同参画推進課	課長	重久 直子
		こども家庭支援センター	所長	児玉 行宣
		人権推進課	課長	重久 毅
		学校教育課	主幹	竹下 直大
		保健体育課	課長	池田 隆
		生涯学習課	課長	西國原 学
		青少年課	課長	吉元 利裕

令和4・5年度青少年問題協議会専門委員会の設置

1 専門委員会設置の理由（テーマ設定の理由を含む）

令和2年度及び令和3年度青少年問題協議会では、「学校と家庭・地域が連携した心の教育の推進～「新しい生活様式」の中、青少年が豊かな人間関係を構築するために、学校、家庭、地域はどのような取組を行えばよいか」をテーマに議論し、感染した人にに対する誹謗中傷等を防ぐ啓発リーフレットを作成したり、人間関係等で様々な不安や悩みに応じた相談先を具体的に表したりすることができた。

一方で、新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る諸対応が、大きく変化している現在、青少年の健全育成にどのような影響が出ているのか完全には把握できない状況が続いている。

そのような青少年の不安や悩みを、学校、家庭、地域はどのように受け止め、どのような支援をしていけばよいのかということが、今まさに問われていると考えられる。

そのことを受け、青少年問題協議会では、青少年の健全育成のために、学校、家庭、地域が今できる取組は何かについて、様々な視点で話し合い、現状を把握した上で、具体的な提言をしていくことを考える。

そこで、協議会での審議内容等との関連を図りながら、市青少年問題協議会条例第5条の規定に基づき専門委員会を設置し、青少年に係る問題の状況を探り、学校、家庭、地域が連携した心の教育の推進を図るために、どのような取組が必要なのか、調査研究を行うものとする。

2 専門委員（7人）

番号	氏名	役職
1	日高京美	鹿児島市小学校長会代表
2	渡邊美佳	鹿児島市中学校長会代表
3	上ノ町久	鹿児島市高等学校校長会代表
4	帖佐尚人	鹿児島国際大学准教授
5	中島正義	鹿児島市PTA連合会代表
6	川元聰子	公募市民
7	障子田穂積	県警察本部人身安全・少年課長

3 審議計画

- (1) 審議のテーマ 「学校と家庭・地域が連携した心の教育の推進」（主な施策（2））
観点：新たな時代へと進む今、青少年の健全育成のために、学校・家庭・地域ができる取組は何だろうか。
- (2) 審議期間 令和4・5年度（年2回、計4回の専門委員会）
- (3) 審議の主な流れ
 - 1年目：青少年に係る問題を話し合い、現状を把握した上で、今できる取組は何かについて協議する。
 - 2年目：新たな時代へと進む今、青少年の健全育成のために、今できる取組は何かを検討し、学校・家庭・地域に向けた提言を出す。

令和4・5年度 青少年健全育成に関する主な施策等

1 基本方針

青少年が心身ともに健やかに成長することは、青少年自身の課題であるとともに、すべての大人的責任でもある。このような認識のもとに、これから社会をたくましく生き抜くことができるよう、青少年一人一人が「生きる力」を身に付けるために、家庭では親が、地域社会では大人が子どもと真正面から向き合うことが大切である。

そこで、学校・家庭・地域社会が緊密に連携し、それぞれの教育力を發揮する中で、本市の教育的伝統や風土を生かした教育を推進し、市民総ぐるみで、「心豊かで元気あふれる『さつまっ子』」を育成するものとする。

2 主な施策

- (1) 豊かな心をはぐくむ家庭の教育力の向上
- (2) 学校と家庭、地域が連携した心の教育の推進
- (3) 青少年の地域活動や団体活動の促進
- (4) 青少年を守りはぐくむ環境づくりの促進
- (5) 関係機関・団体相互の緊密な連携

3 重点事項

- (1) 豊かな心をはぐくむ家庭の教育力の向上に努める。

<p>〔視点〕</p> <p>家庭は教育の原点であり、すべての教育の出発点であることを踏まえて保護者は、人生最初の教師となることの自覚と責任をもって家庭教育の充実に努める。</p>
<p>〔重点事項〕</p> <p>ア 家庭の教育力の充実</p> <p>イ 明るく健全な家庭づくり</p>

- 保護者と子どもで「早寝・早起き・朝ごはん」の基本的生活習慣の育成に取り組んだり、地域行事やボランティア活動、人や自然と触れ合う外遊びや野外活動等の諸体験活動に積極的に参加したりすることにより家庭の教育力向上に努める。
- 家族が、一緒に食事をして、一日の出来事を語り合ったり、毎月23日の「子どもといっしょに読書の日」に取り組んだりするなど、だんらんの中で親子や兄弟の温かい人間関係づくりを進め、家族のふれあいを大切にし、家族のきずなを深める。
- 子どもが家庭に居場所を感じ、充足感が得られるような役割をもたせる。
- 子育てには家族全員の存在が重要であることを認識し、それぞれの出番を積極的につくる。
- いじめや不登校をなくし、充実した学校生活を送るための実践を呼びかけたり、標語やポスターを有効に活用したり、家族でわが家の家訓などを話し合ったりする。
- 家庭教育学級や子育て講座等の充実を図り、家庭の教育力を高める。

(2) 学校と家庭・地域が連携して心の教育を推進する。

〔視点〕

学校と家庭・地域（企業等含む）が連携して、道徳教育や人権教育を推進し、相互の人間関係を深め、心の教育の充実に努める。

〔重点事項〕

- ア 青少年健全育成の気風づくり
- イ 心身ともにたくましい児童生徒の育成
- ウ 学校と家庭・地域が連携した諸事業の推進

- 学校では、豊かな体験を通して児童生徒の内面に根ざした道徳性や、生命を尊び、一人一人の多様な個性をお互いに尊重する心の育成に努める。特にいじめ問題については、いじめは、絶対に許されない行為であるとの認識に立って1件でも多く発見し、1件でも多い解消を図る。
- 学校では、分かる授業を心掛け、理解の状況に応じた支援・指導の充実を図る。
- 家庭では、「おはよう」と元気よく声かけをするなど、一日の生活に希望と夢をもつ場と機会をつくる。
- 地域では、青少年の「心の支え」となるようなボランティア活動や伝統行事の場と機会の拡充に努めるとともに、子どもの「人間関係づくり」や「心の交流」を一層推進する。
- 家庭・学校・地域が一体となった「市民総ぐるみあいさつ運動」や子どもたちに積極的な「愛の声かけ」などを通じて、いじめや暴力行為・刃物所持等の問題行動を見逃さず、他人の子どもでも教え諭すなど、「地域の子どもは地域で育てる」実践に努める。（公共の場でのマナー等）
- インターネットに係る影響やコミュニケーションの取り方について、子ども自ら考え、話し合う場をもつようとする。
- 学校と連携し、学校支援ボランティア事業の拡充を図り、事業の更なる充実に努める。
- 親子の心の交流を促進するため、中学生から保護者宛、また、保護者から中学生宛のメッセージを葉書で募集する「こころの言の葉」コンクールを実施し、互いの存在やその大切さについて考えさせる。
- 市ホームページ「まぐまっこなび」やリーフレット等で、青少年の悩みに対する相談窓口の周知を図る。

(3) 青少年の地域活動や団体活動を促進する。

〔視点〕

青少年は、各年齢期に応じたさまざまな体験活動を、異年齢や世代間の交流活動として実施し、好ましい人間関係や思いやりの心、郷土かごしまへの愛着心等をはぐくみ、主体的に生きる力を身に付ける。

〔重点事項〕

- ア リーダー及び指導者の育成
- イ 社会体験活動や自然体験活動の推進
- ウ 生涯学習施設等の活用の推進

- ボランティア活動等の社会奉仕体験活動をはじめ、自然体験、文化及びスポーツ活動等、青少年の各年齢期に即した調和のとれた体験活動プログラムや体験活動実践例を活用し実践する。その際、体験活動を通じた危険予知・回避能力の育成を図る。
- 世代間のふれあいや地域に関する学習、郷土芸能の伝承活動など、地域に根ざした活動を促進する。
- あいご子ども会やスポーツ少年団等のジュニアリーダーを養成し、組織の強化と活動の充実を図る。
- 子ども体験活動支援情報誌（「キッズ通信アクト」年6回HPで広報）を活用して、親子やグループでさまざまな体験活動に参加する。
- 学校は、団体活動や地域行事等に、青少年が主体的に参加するように奨励する。
- 冒険ランドいおうじまや宮川野外活動センター等の利用促進を図る。

(4) 青少年を守りはぐくむ環境づくりを促進する。

[視 点]

学校・家庭・地域のネットワーク化を図り、青少年が健全に育つ環境づくりを促進する。

[重点事項]

- ア 地域ぐるみの青少年育成
- イ 環境浄化運動と街頭補導活動の実施
- ウ 児童虐待防止への取組
- エ 有害情報への対応

- 環境点検を実施し、地域住民の理解と関心を高めるとともに、青少年が安全でかつ健全に育つためのよりよい環境づくりに努める。特に、地域の防犯ボランティア団体等との情報の共有化を図るなど、連携を深めた活動に努める。
- 校区等で地域の協力を得ながら子どもたちの活動場所や子どもたちとの交流活動等を設けるなど、地域ぐるみで青少年を育てる気風づくりに努める。
- 街頭補導を計画的に進めるとともに、娯楽施設等への協力を依頼するなど環境浄化活動の一層の推進を図り、青少年の問題行動の未然防止・早期発見に努める。
- 児童虐待防止の啓発に努め、早期発見・対応に努める。
- ヤングケアラーの周知広報に努め、必要な相談支援を行う。**
- 学校・家庭・地域社会及び関係機関が連携して、携帯電話やインターネット利用の危険性やフィルタリング利用による安全対策についての指導・啓発の充実を図り、ネット犯罪被害や有害情報から青少年を守る取組を推進する。

(5) 関係機関・団体相互の緊密な連携を図る。

〔視点〕
関係機関・団体の連絡会等を計画的に開催し、活動の共通理解と共通実践を通して青少年を健全育成する。

〔重点事項〕
ア 関係機関・団体との情報交換
イ 関係機関・団体の広報活動の充実
ウ 関係青少年団体との連携及び育成・支援

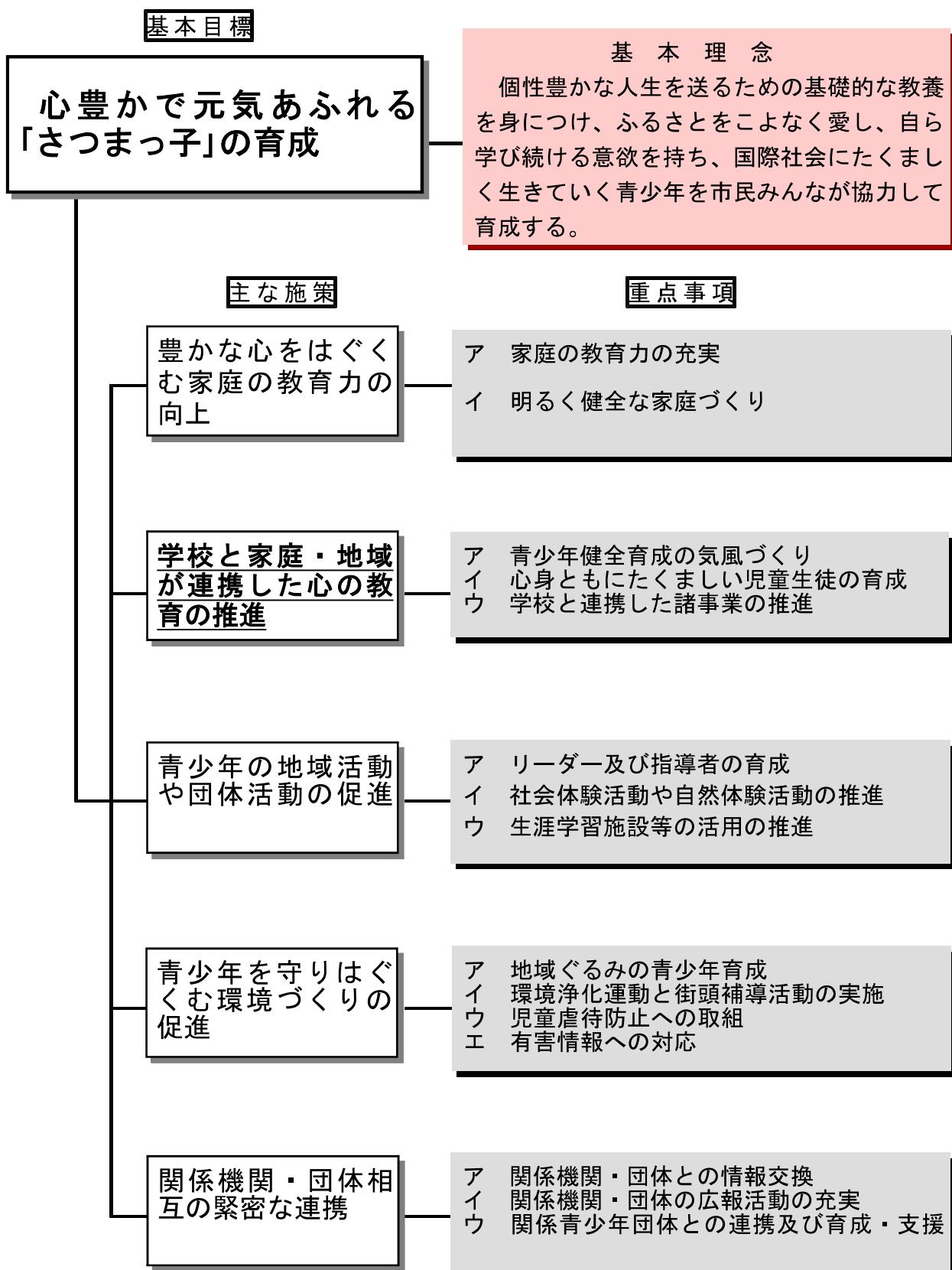
- 心豊かで元気あふれる「さつまっ子」育成市民会議を開催し、関係機関・団体相互の理解を図りながら地域の特色を生かした活動を市民運動として促進する。
 - ・ さつまっ子育成市民大会の開催予定
日 時：令和5年11月18日（土） 9：00～11：30
会 場：川商ホール
参加者：約500人
- コミュニティー協議会等で、校区内の行事調整を行い、青少年健全育成の充実を図る。
- 関係機関・団体の広報活動を工夫し、市民に届く啓発活動に努める。
- 関係機関・団体相互の情報交換に努め、連絡体制の整備・充実を図る。
- 学校や警察及び福祉等の関係機関との連携を推進する。

〔連絡会議等〕
・ 鹿児島地区青少年環境づくり懇談会
・ 要保護児童対策地域協議会
・ 鹿児島県薬物乱用防止指導員連絡協議会
・ 天文館等環境浄化対策連絡協議会
・ シンナー・接着剤等乱用防止対策協議会
・ 県カラオケスタジオ協会
・ 県アミューズメント施設営業協会等

(6) その他

- 地域が育む「かごしまの教育」県民週間に青少年健全育成関係行事等を集中的に開催し、学校・家庭・地域社会が連携しながら、鹿児島の教育について考える気運を高める。（11月1日～11月7日までの1週間）
- 第3土曜日「青少年育成の日」は、その趣旨を踏まえ、関係機関・団体の年間計画に位置付けて実施する。（地域行事への参加）
- 第3日曜日「家庭の日」は、その趣旨を踏まえ、家族を中心とした活動をする。
- 第2土曜日「土曜授業」はその趣旨を踏まえ、保護者や地域の方々の参加・協力を得て学校の教育活動を実施する。

令和4・5年度 青少年健全育成に関する主な施策の体系表



青少年問題協議会専門委員会審議テーマと視点（H17年度～）

17年度	生涯にわたって「心の支え」となるようなふるさとでの体験活動をどう展開すればよいか。 ～体験活動を支援する環境づくりのための体験活動プログラムの作成～
18年度	青少年を守りはぐくむ環境づくりの促進(主な施策(4)) ～学校・家庭・地域のネットワーク化を図り、青少年が健全に育つ環境づくりを促進する～
19年度	
20年度	青少年を守りはぐくむ環境づくりの促進(主な施策(4)) ～インターネット上のいじめやインターネットに関する犯罪や有害情報から青少年を守る未然防止の具体的方策～
21年度	
22年度	学校と家庭・地域が連携した心の教育の推進(主な施策(2)) ～青少年をめぐる課題を探り、学校、家庭、地域でどう育てるか～
23年度	
24年度	青少年を守りはぐくむ環境づくりの促進(主な施策(4)) ～青少年のインターネット利用上の課題を探り、様々なトラブルから青少年を守るために学校、家庭、地域はどのような対策を講じればよいか～
25年度	
26年度	学校と家庭・地域が連携した心の教育の推進(主な施策(2)) ～青少年が望ましい人間関係を構築するために、学校、家庭、地域はどのような取組を行えばよいのか～
27年度	
28年度	学校と家庭・地域が連携した心の教育の推進(主な施策(2)) ～ネット世代の青少年の人間関係力を高めるために、学校、家庭、地域はどのような取組を行えばよいのか～
29年度	
30年度	青少年を守りはぐくむ環境づくりの促進(主な施策(4)) ～青少年が安心して相談できる環境づくりのために、学校、家庭、地域はどのような連携が必要か～
元年度	
2年度	学校と家庭・地域が連携した心の教育の推進(主な施策(2)) ～「新しい生活様式」の中、青少年が豊かな人間関係を構築するために、学校、家庭、地域はどのような取組を行えばよいのか～
3年度	
4年度	学校と家庭・地域が連携した心の教育の推進(主な施策(2)) ～新たな時代へと進む今、青少年の健全育成のために、学校・家庭・地域ができる取組は何だろうか～
5年度	

青少年問題協議会専門委員会の協議内容等について

【審議のテーマ】

「学校と家庭・地域が連携した心の教育の推進」〔主な施策（2）〕

〔視点〕

新たな時代へと進む今、青少年の健全育成のために、学校・家庭・地域ができる取組は何だろうか

（1） 第1回専門員会

ア 日時 令和4年8月30日（火） 10時から11時30分まで

イ 場所 市教育総合センター 3階 青年会館青年図書連絡室

ウ 主な協議内容

- （ア） 令和4・5年度の専門委員会設置の理由、テーマ設定の理由、審議計画について
- ・ コロナのせいにしているのではないか。コロナを踏まえてこれからの時代の青少年の健全育成についてという視点が必要。

（イ） 問題の現状について

① 学校に係る部分での問題点

- ・ 学校（友人関係）があるから助かっている児童生徒もいる。
- ・ 不登校児童生徒の増加。
- ・ 制限に対するストレスがある。
- ・ 人間関係の構築の機会の減少。居場所、自己肯定感、達成感を感じる場面が減っている。
- 「無気力・無力感」について
 - ・ 自分から進んでしようという子がなくなった。
 - ・ 最近感じるようになった。
 - ・ 一方で、児童生徒は自分たちで意見を出し考えて対応していこうとしている。
 - ・ 「遊び」が学校生活では楽しい。体験が大切だと感じている。
 - ・ 小・中学生の方が、「どうやって乗り切ろうか」と言う力が強いのではないかと感じる。
- 将来への不安。
- 乗り越えた子は強いんじゃないかな。と子どもたちを見ていて感じている。

② 家庭に係る部分での問題点

- ・ 家庭での相談（虐待）が増えている。
- ・ 保護者自身の不安が表層化している。保護者も不安を抱え、子どもへの影響がある。
- ・ 家庭の苦しさに対し、学校、友人関係があるから助かっている子どももいる。
- ・ 家庭の孤立化している。
- 家庭の悩みを語り合う機会をつくる。改善のきっかけだが、なかなかできない。

③ 地域に係る部分での問題点

- ・ 学校を超えた友達。今と昔で子どもの意識が変わっている。
(昔) (交流関係を) 学校から学校外に広げる。
(今) 学校・家庭での居場所がないから、居場所を求める。
- 子どもたちはつながりを求めている。
・ リアルな関わり、つながっていくものを作っていくことが重要。

④ インターネット・SNSに係る部分での問題点

- ・ ゲーム、SNSでのトラブルが増えてきている。
- ・ 課金のトラブルも発生している。

- ・ SNSとは、不特定多数と繋がること。というリスクを大人も子どもも理解していない。
- 大人への広報・啓発が大切。
- (スマホ・インターネット・SNSの) 特性を知ることが重要。

(ウ) 啓発・広報について

広報の在り方について

- ・ ターゲットは大人。子どもたちに向けてのメッセージで。
- ・ 子どもに向けてでも、大人も学ぶところがある。
- ・ 回覧板・一斉メール等で、地域に配布してみてはどうか。
- ・ 家庭教育学級、PTAでの配布、活用。

(エ) 意見交換

- ・ コロナで家庭の問題が顕在化した。

(2) 第2回専門委員会

ア 日時 令和4年11月8日(火) 10時から11時30分まで

イ 場所 市教育総合センター 3階 青年会館青年図書連絡室

ウ 主な協議内容

(ア) 青少年を取り巻く環境、青少年に係る問題や現状、課題を把握する

○ 「人間関係構築の難しさ」は、どの分野にも関わってくる

○ 学校に関すること

- ・ イベント中止が頻繁に起こったことでの不安や影響。
- ・ 接触や交流の制限に対するストレス。
- ・ 人間関係構築の難しさについては、全ての分野に当てはまるのではないか。
- ・ 結果、不登校が増加しているのではないか。

○ 地域に関すること

- ・ 地域との交流の場が減ってきている。
- ・ 交流の機会が減少している。
- ・ 計画されたことが、中止になったりしている現状がある。

○ インターネット・SNSに関すること

- ・ 大人も子どももトラブルを想像できない、ネットモラルの欠如が危惧される。
- ・ ネット社会の犯罪の増加
- ・ ネット上のトラブルが、現実の人間関係に影響している。
- ・ 人間関係の構築の難しさに繋がり、全ての分野に繋がっていく。

(イ) 課題に対し、青少年の健全育成のために、できることを検討する

○ 「やってみよう」と、具体的な取組を紹介していく。

○ 家庭に関すること

- ・ 「困ったら相談しよう」と言う呼びかけが大事なのではないだろうか。

○ 地域に関すること

- ・ 現状は、行事があつたりなくなったりしている。
- ・ 地域の活動を途切れずにつなげていくにはどうしたらいいだろう。
- ・ 広報誌の活用が有効なのでは。

○ インターネット・SNSに関すること

- ・ まずは「知ること」。関心を持ってもらうことが重要。

青少年を取り巻く環境、提言に向けて（1年目まとめ）

【テーマ】（施策2）学校と家庭・地域が連携した心の教育の推進

【視点】～新たな時代へと進む今、青少年の健全育成のために、
学校・家庭・地域ができる取組は何だろうか～

【青少年が抱える不安や悩み】

- ・人と人との繋がりの制限や不足による不安や悩み
- ・人間関係構築での不安や悩み
- ・先が見えない将来への不安
- ・無気力・無力感

	考えられる課題	学校、家庭、地域ができる取組 【やってみよう】
学 校	<ul style="list-style-type: none">・イベント中止が頻繁に起こったことでの不安や影響。・接触や交流の制限に対するストレス。・不登校児童生徒の増加。	<ul style="list-style-type: none">○ 今できることをやりましょう。<ul style="list-style-type: none">・みんなで意見を出し合い、工夫して活動しよう。・遊びや体験活動も、みんなで工夫してやってみよう。○ どう乗り切ろうかとみんなで力を合わせて取り組もう。
家 庭	<ul style="list-style-type: none">・家庭内でのストレスが溜まる。・家族から暴力を振るわれる。・保護者も子どもも不安を抱えている。・相談する相手がいなく、家庭が孤立してしまう。	<ul style="list-style-type: none">○ 困ったら相談しよう。<ul style="list-style-type: none">・家庭の悩みを語り合う機会を作ろう。・家族でも話し合い・ふれあいの時間を作ろう。・困ったときは相談機関を活用しよう○ 家庭教育学級等に参加し、人のつながりを実感しよう。
地 域	<ul style="list-style-type: none">・地域行事の中止。・地域活動に参加したいが、実施されているか分からない。参加できるか分からない。	<ul style="list-style-type: none">○ 子ども体験活動支援情報誌（キッズ通信アクト）等地域情報紙に目を通そう。○ あいご会の地域行事や伝統行事に、できるところから参加し、地域の方々とのつながり実感しよう。
インターネッ ト・SNS	<ul style="list-style-type: none">・ゲーム、SNSでのトラブルが増えている。・不特定多数の人と繋がることのリスクを知らない。・子どもも大人もトラブルを想像できない。・ネット社会での犯罪の増加。	<ul style="list-style-type: none">○ インターネット・SNSの特性を知ろう。<ul style="list-style-type: none">・各種啓発チラシやリーフレットに目を通そう。・家庭教育学級等での研修会にも参加してみよう。○ 大人も一緒に考えよう。○ 家庭での会話でSNSについても話題にしよう。

青少年を取り巻く環境、提言に向けて

- 青少年が抱える不安や悩みについて、1年目のまとめに加え、新たな課題はないか。また、課題に変化がないか。各専門的見地から御意見をください。



A large rectangular box with a thin black border, designed for handwritten responses to the question above. It contains six horizontal dashed lines for organization.

- 提言に向けて、御意見をください。



A large rectangular box with a thin black border, designed for handwritten responses to the question above. It contains six horizontal dashed lines for organization.

その他（情報交換等）

令和5年度青少年問題協議会計画について

日 時	会 議	主 な 内 容	場 所
令和5年5月11日(木) 11:00～12:00	幹 事 会	第1回青少年問題協議会の開催について ① 令和5年度青少年健全育成に関する主な施策等について ② 令和5年度青少年問題協議会の計画について	女性会館 研修室
令和5年6月1日(木) 9:30～11:00	協 議 会	① 令和5年度青少年健全育成に関する主な施策等について ② 青少年問題協議会の計画について ③ 令和4・5年度の協議について ④ その他（情報交換等）	青年会館 研修室
令和5年8月29日(火) 10:00～11:30	専門委員会	【テーマに基づく審議 ①】 ○ 令和4・5年度の提言に係る協議	青年図書 連絡室
令和5年11月7日(火) 10:00～11:30	専門委員会	【テーマに基づく審議 ②】 ○ 令和4・5年度の提言、広報に係る協議	青年図書 連絡室
令和6年1月17日(水) 11:00～12:00	幹 事 会	第2回青少年問題協議会の開催について ① 青少年問題協議会の会議経過について ② 専門委員会の報告について	青年図書 連絡室
令和6年2月1日(木) 9:30～11:00	協 議 会	① 青少年問題協議会の会議経過報告 ② 青少年問題協議会専門委員会報告 ③ 提言の採択 ④ その他（情報交換等）	青年会館 研修室

「ヤングケアラー」を知っていますか

ヤングケアラーとは、家族のお世話やサポートをしている子どものことです。助けが必要な家族のお世話をすることはとても大切なことですが、お世話の負担が大きいと、気持ちや体力面で大変な思いをすることがあるかもしれません。



家族の世話をして悩みや心配なことがある場合は、学校の先生やスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーのほか、市役所にも相談先があります。自分のことや家族のことを話すのは勇気がいるかもしれません。でも、話を聞いて、サポートをしてくれる人は必ずいます。いつでも相談してください。



■ヤングケアラー相談（市役所内）

電話：099-807-0306

受付時間：月曜～金曜

9時15分～16時00分



知ってほしい 「ヤングケアラー」のこと

ヤングケアラーとは、本来大人が担うような家事や家族の世話などを日常的に行っていいる子どものことです。具体的には障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除などの家事をしていたり、幼いきょうだいの世話をしたり、家族の感情面のサポートをしていることなどが当てはまります。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目の離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている。



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

〈引用元〉厚生労働省HPより

大切な家族の手伝い・手助けをすることは当たり前のことで、ごく普通のことだと思われるかもしれません。ただし、学校生活に影響が出たり、こころやからだに不調を感じるほどの重い負担がかかっている場合は、少し注意が必要です。

自分のことや家族のことを話すのは勇気がいるかもしれません。でも、話を聞いて、共感してサポートをしてくれる人は必ずいます。悩みを抱えている方はお気軽に下記の相談窓口にご相談ください。



■ヤングケアラー相談

(鹿児島市こども家庭支援センター内)

電話：099-807-0306

受付時間：月曜～金曜

9時15分～16時00分



■鹿児島市子どもの未来応援条例の施行

○概要

子どもが生まれながらに持つ権利の尊重等を基本理念として定め、保護者、保育所・学校などの育ち学ぶ施設、市民、地域、事業者の役割及び市の責務を明らかにするとともに、子ども施策の基本となる事項を定めることにより、すべての子どもが健やかに成長し、将来にわたって夢や希望を持てるまちの実現を目指すもの。

○施行日

令和5年5月5日

○基本理念

- ①子どもを権利の主体として尊重
- ②子どもの意見尊重、子どもの最善の利益の考慮
- ③子どもが、主体的に社会参加ができる環境整備
- ④各主体の自主的・主体的取組及び相互の連携・協力
- ⑤すべての人にとって優しいまちづくり及び総合的な取組

2023年(令和5年)5月号

かごしま市民のひろば

特集

2

みんなで子どもの未来を支えよう! ~5月5日 こどもの日 「鹿児島市子どもの未来応援条例」 を施行します~



市ホームページ

子どもは、一人一人がさまざまな個性や能力、大きな可能性を持った、かけがえのない存在です。子どもたちの健やかな育ちにつなげるための条例の内容や、地域・本市の取り組みなどを紹介します。

【こども福祉課☎216-1260 Fax216-1284】

